

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
シリア	アレッポ大学学術交流日本センター日本語学習機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とシリア・アラブ共和国政府との間の交換公文	アレッポ大学学術交流日本センター日本語学習機材の購入	24,400千円 H24.10.31まで	H22.3.4 ダラスカ スで (同日)	日本側 園枝昌樹在シリア 大使 シリア側 アーミル・ホス ニ・ルトウフイ国家企画 庁長官	H22.3.25 118号
シリア	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	560,000千円 H23.3.31まで	H22.3.4 ダラスカ スで (同日)	日本側 園枝昌樹在シリア 大使 シリア側 アーミル・ホス ニ・ルトウフイ国家企画 庁長官	H22.3.25 119号
シリア	第二次地方都市廃棄物処理機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とシリア・アラブ共和国政府との間の交換公文	第二次地方都市廃棄物処理機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	985,000千円 H25.5.31まで	H22.3.4 ダラスカ スで (同日)	日本側 園枝昌樹在シリア 大使 シリア側 アーミル・ホス ニ・ルトウフイ国家企画 庁長官	H22.3.25 120号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。